

令和7年第3回定例会 文教厚生委員会 議案審査経過報告書

議案第51号 狭山市立公民館条例の一部を改正する条例

○中央公民館と新狭山公民館を対象にしている理由は、との質疑に、

●現在の公民館の使用料は、公民館が建設された当時のもので、その後、中央公民館と新狭山公民館が建て替えられた。施設的环境に差があり、当該2館以外の利用者への配慮と、一律に改定した場合、利用状況に偏りが生じる懸念があることから、使用料の改定を行うのは、中央公民館と新狭山公民館のみとした、との答弁。

○市民や公民館運営審議会等から意見は、との質疑に、

●利用者の意見収集は、中央公民館の利用者懇談会にて、4回実施した。新狭山公民館は、3月10日に交流会を実施した。両館の中で、高齢者の団体から、値上げされるのは厳しいという意見が1件あったものの、おおむね理解をいただいたと考えている。

公民館運営審議会では、中央公民館と新狭山公民館以外の利用料改定の時期についての質問があったが、理解をいただいた、との答弁。

○市民への周知は、との質疑に、

●公民館利用者には、利用者懇談会等での説明を行っている。今後は、市ホームページ、また今回改定を行う公民館は、窓口での貼り紙での周知等を行っていく、との答弁。

○公民館の機材や空調の不具合、トイレが使えない等、通常の使用に支障があるという場合については、返金などのルールも含めて対応されたい、との意見。

○受益者負担率について、公共施設の中で公民館の位置づけは、との質疑に、

●施設の性質から、保健センターのように民間での提供が難しく公共性が高い、必需性が高いものは、受益者負担率の割合は低く、もしくはゼロで、スポーツ施設や駐車場等は、個人での利用になるので、受益者負担率は高くなると考えている。公民館は、人によって必要度が異なるが、社会教育施設なので、おおむねその中間ぐらいと考えている、との答弁。

○使用料を一律、1.5倍に設定した算出根拠は、との質疑に、

●今回使用料の見直しを行う公民館は、中央公民館と新狭山公民館のみであるということから、ほかの公民館との料金体系のバランスを考慮した。また、全庁的に、公の施設の使用料の見直しを図る中で算出した結果によると、今の公民館使用料を何倍にもする必要があったが、上限が1.5倍となっていることから、1.5倍とした、との答弁。

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第52号 狭山市心身障害者医療支給条例の一部を改正する条例

○今回拡充された部分はこういった支給の方法になるのか、との質疑に、

●自立支援医療の範囲内で支給するもので、自立支援医療の自己負担分が支給されるもの、との答弁。

○自立支援医療対象者のみが心身障害者医療費の対象になるのか、との質疑に、

●精神障害者保健福祉手帳 2 級の手帳を持って、なおかつ自立支援医療の支給を受けている方が対象者となる、との答弁。

○自立支援医療の申請をしていないと、この支給対象にならないので、利用していない方への案内・周知をされたい、との意見。

○対象者や市民への周知方法は、との質疑に、

●対象となる 2 級の手帳を持っている方には、令和 8 年 1 月に個別で送付する予定。広く市民に向けては、市ホームページ及び広報さやまで周知する予定、との答弁。

○条例第 2 条第 5 号の規定にある「特別な理由により、手帳を所持していない」とは、との質疑に、

●本来、精神障害者保健福祉手帳は、有効期限を過ぎて更新申請をした場合、継続して精神障害者保健福祉手帳の資格を有することができないが、本制度については、有効期限満了の翌月末までに精神障害者保健福祉手帳の更新申請をした場合は継続して本制度の受給資格を認めるものとなっている、との答弁。

○現在精神障害者保健福祉手帳 2 級所持者の人数は、との質疑に、

●令和 6 年度末時点では 931 名、令和 5 年度末時点が 915 名、令和 4 年度末時点が 842 名となっており、増加傾向にある、との答弁。

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第 5 4 号 令和 7 年度狭山市一般会計補正予算（第 3 号）歳出 3 款民生費、4 款衛生費、10 款教育費及びこれらの歳出に関連する歳入 16 款国庫支出金、17 款県支出金、22 款諸収入

○社会福祉総務費、行旅死亡人の詳細と対応状況は、との質疑に、

●行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づき、亡くなった当該地の市町村で火葬するという法事業。また墓地埋葬法では、本人の手持ち金があれば、火葬の費用負担にそれを充てられる規定になっている。親族、家族がいても関係が希薄になっており、近年、身元は分かっているが、引き取らない場合が多くなっている。

法律上亡くなった場所の市町村が火葬を取り扱うことになるので、狭山市内の病院等で亡くなった場合は市外在住者でも狭山市に火葬をする義務が生じる。遺体の預かり、保管から火葬までの業務は委託料、供養料、埋葬、無縁仏の管理等は手数料としている。令和 6 年度は 13 件が市の執行となった。

今年度は 7 月までに 9 件執行し、8 月も既に 3、4 件発生しているため、年間 15 件を見込んで補正予算を計上した、との答弁。

○遺体の引取り手がなく、当人に借金があった場合の手続は、との質疑に、

●市の義務は火葬と埋葬であり、親族がいれば負債も含めて相続するか、相続放棄するかは相続者の判断となる、との答弁。

○こども医療費支給事業の医療費統合版システム改修委託料の具体的な改修内容は、との質疑に、

●PMHに係るシステム改修によるもの。PMHとは、パブリック・メディカル・ハブの略称で、医療費助成のオンライン資格確認であり、こども医療費など地方単独医療や公費負担医療助成を受ける際、紙の受給者証に代わり受給者は医療機関でマイナ保険証を提示するだけで、原則として窓口での自己負担なしで受診ができるようになる。このメリットを全国規模で広げるため、国が運用を進めており、令和8年度中に全国導入を目指しているもの。狭山市では、こども医療費及びひとり親家庭等医療費の2公費についてPMHの導入を予定しており、導入時期は、令和8年3月末を予定している、との答弁。

○医療費受給者証と、ひとり親受給者証の発行がなくなるのか、との質疑に、

●いずれはなくなる予定だが、当面の間は、紙の受給者証も発行していく、との答弁。

○こども医療費がトラブルで使えないことがないように、希望者がいる限りは紙の受給者証も引き続き併用されたい、との意見。

○この財源は、特定財源よりも一般財源のほうが多いが、補助率及び国の交付率の基準は、との質疑に、

●基準額は500万円、補助率が2分の1となっている。令和7年度中は国の補助を受けられるが、令和8年度は未定のため、令和7年度で進めている、との答弁。

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第55号 令和7年度狭山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

質疑なし。採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第56号 令和7年度狭山市介護保険特別会計補正予算（第1号）

質疑なし。採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第57号 令和7年度狭山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

質疑なし。採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第60号 令和6年度狭山市一般会計歳入歳出決算認定について 歳出3款民生費、4款衛生費及

び10款教育費並びにこれらの歳出に関連する歳入14款分担金及び負担金、15款使用料及び手数料、16款国庫支出金、17款県支出金、18款財産収入及び22款諸収入

3款 民生費 について

○生活保護受給者就労支援事業費について、支援人数と成果は、との質疑に、

●対象者は延べ154件で、新規就労につながった方が62名、そのうち収入が十分な形となり自立廃止に至った方が10名であり、就労率は40.3%、生活保護から自立された方（脱却率）は6.5%、との答弁。

○民生委員・児童委員について、当該年度の欠員状況及び一斉改選に伴う見通しは、との質疑に、

●令和7年4月1日時点の欠員は24名であり、一斉改選での委嘱見込み人数は7月14日時点で定員245名に対し203名（再任142名・新任61名）、充足率82.9%、欠員見込み42名である、との答弁。

○民生委員・児童委員の欠員が出ている地区と出していない地区がある要因は、との質疑に、

●欠員の要因としては定年延長などにより成り手が減少しており、特に就労者が多い地区で影響が出ている、との答弁。

○高齢者支援事業費の事務用消耗品、ひとり歩き高齢者安心シールについて、当該年度の交付状況及び訓練の取組は、との質疑に、

●令和6年度は新規に10名へ交付し、市内高校・大学での説明やシニア・ウオークラリーでの周知活動を実施した、との答弁。

○ひとり歩き高齢者安心シールについて、自治会や地域住民等にも更なる周知を図り、これら関係者の参加を得ながら、シール発見のための声かけ訓練の実施を推進されたい、との意見。

○おうちで安心見守り事業について、当該年度の実施状況や課題は、との質疑に、

●事業初年度のため、当初予算では約100件分を見込んでいたものの6件の申請にとどまった。対象の高齢者本人よりも離れて暮らす家族が希望する事業であるため、今後は家族への周知を進める必要がある。周知について今後は、介護認定の決定通知に同封するなど、連携して進めていきたい、との答弁。

○障害者福祉費について、障害者施設や役務での優先調達の現状は、との質疑に、

●令和6年度の年間調達件数は22件、調達金額は223万1,528円で、令和5年度より若干増加した。目標額300万円には達しなかったものの、庁内各課への優先調達理念が浸透していると実感している、との答弁。

○障害者の就労の支援については、障害者の就労と自立支援を総合的に行う多機能型支援施設や関係事業所に対して、人的支援や体制づくりを含め、行政として継続的かつ厚みのあるサポートを提供されたい、との意見。

○生活保護率の県内順位は、との質疑に、

●保護率は令和7年6月の速報値は0.75%で、県内では下から数えて3番目に位置しているとの答弁。

○生活保護申請希望者への対応について、まずトータルサポート室に案内しているのか、との質疑に、

●本市では福祉の総合窓口としてトータルサポート室で他の支援の有無を確認し、該当しない場合は生活保護を受け付ける流れであり、今後はトータルサポート室と生活福祉課の連携をより密にしていきたい、との答弁。

○ケースワーカーの増員についての見直しは、との質疑に、

●今年度の1人当たりの担当が86世帯程度だが、社会福祉法により80世帯が基準となっているので、人員確保に努めていきたい、との答弁。

○生活保護世帯への自立支援や適切な助言・指導ができる幅広い知識を持ったケースワーカーの余裕のある人員配置をされたい、との意見。

○敬老事業費の対象人数や一人当たり金額、事業内容の見直しは、との質疑に、

●対象は75歳以上で1人700円が上限で、令和6年度は2万7,871名が対象。事業は敬老会や友愛訪問等を含む。高齢者からの意見は少ないが、団体からの要望を踏まえ、今後の在り方を検討している、との答弁。

○敬老会について、現在は人数や会場の制約もあり、700円だけでは催物を十分に行えない自治会もあることから、細かく状況を把握してほしい、との意見。

○高齢者支援事業について、高齢者虐待対応支援業務委託料の内容は、との質疑に、

●委託先は埼玉弁護士会・埼玉県社会福祉士会による高齢者虐待対応専門チームで、事例検討や情報提供を受けるもので、令和6年度は2回実施し、委託料5万1,080円を支払ったとの答弁。

○母子家庭等自立支援事業費のうち、ひとり親家庭の支援に関して、自立支援教育訓練、高等職業訓練、養育費関連公正証書作成補助、養育費保証契約補助、高等学校卒業程度認定試験合格者支援給付金の当該年度の新規実施状況は、との質疑に、

●自立支援教育訓練給付金は3件で13万1,736円、高等職業訓練促進給付金は新規2件に支給され支給総額は継続者を含め12件で1,553万5,500円、養育費関連公正証書等作成促進補助金は11件で19万2,188円、養育費保証契約促進補助金及び高等学校卒業程度認定試験合格者支援給付金は、いずれも支給実績はなかった、との答弁。

○離婚後の共同親権制度導入に伴って対象外になる可能性のある母子家庭、父子家庭の支援制度については、引き続き支援制度を利用できるように市独自の制度を設計されたい、との意見。

○要保護児童対策事業費の要保護児童対策地域協議会の対象者の内訳や児童相談所への一時保護件数は、との質疑に、

●令和6年度末時点で要保護29件、要支援家庭315件、特定妊婦28件であり、児童相談所への一時保護は51件であったとの答弁。

○特定妊婦の傾向は、との質疑に、

●母親が元被虐児や、メンタル疾患を抱えているケースが多い、との答弁。

○入曽保育所における医療的ケア児の受入れ状況は、との質疑に、

●令和6年度は3歳児2名を受け入れ、令和7年度も2名受け入れた、との答弁。

○医療的ケア児の入所希望・相談状況、入所審査への配慮は、との質疑に、

●入所相談は増加傾向にあり、入所審査では医療的ケア児への加点項目を設け、昼夜問わずケアが必要な子どもを持つ親の就労要件上の不利に配慮している、との答弁。

○女性の社会進出に伴い保育ニーズが増大していることに鑑み、共働き世帯でも、幼稚園の預かり保育を利用する等働き方に応じて幼稚園に通えるケースもある旨の周知を継続されたい、との意見。

○一時預かり事業保育料が令和5年度と比較して大きく増えている理由は、との質疑に、

●令和6年度から入曽保育所で新たに一時保育を開始したことで利用者が増加し、保育料収入が大幅に増額となった、との答弁。

○ちゃっば保育室の利用状況は、との質疑に、

●令和6年度は年末年始を除く359日開館し、利用児童延べ2,779人・月平均230人、1人当たり平均5～6時間、1日当たり定員10人に対しおおむね7～8人程度で、令和7年7月までの利用も同程度である、との答弁。

○ちゃっば保育室の利用時間の傾向は、との質疑に、

●5時間以上の長時間利用が多く、1時間利用は1桁件数、2時間利用も十数件にとどまっている、との答弁。

○ちゃっば保育室のような市民からの信頼が厚い既存保育施設を基軸に、新たな『こども誰でも通園制度』の実施を進められたい、との意見。

○学童保育室の待機児解消に向けた整備の見通しは、との質疑に、

●こども計画に基づき毎年一つずつ開室していく方針であり、今後も学校施設内や敷地内での整備を基本とし、難しい場合は民間学童の活用も含めて進めていく、との答弁。

○夏季休業期間限定学童保育室入室状況は、との質疑に、

●審査対象者は、令和6年7月1日現在の待機者数112人と新規申込者数57人を合わせた169名であり、入

室決定者は41名、辞退者は4人、実際の入室者は37名、笹井小学童に入室した他学校区児童は4名であるとの答弁。

○保育士の処遇改善や人材確保策は、との質疑に、

●令和6年度から非正規常勤職員にも月1万円の給与上乗せ補助を拡充し100名以上が対象となったほか、保育士フェアに出展した、との答弁。

○地域子ども・子育て支援事業費における多様な集団活動事業利用者給付について、利用状況や対象は、との質疑に、

●幼児教育類似施設を利用する子どもの保護者に対して支給される補助であり、令和3年度以前入園者には延べ108月分、令和4年度以降入園者には延べ123月分の補助が行われている。対象年齢は2歳児から5歳児までの未就学児で、施設の教育方針に共感して通う子どもが中心である、との答弁。

○多様な集団活動事業利用者への給付制度について、保護者に広く周知できるよう、市公式ホームページなども活用して情報発信されたい、との意見。

4 款 衛生費 1 項保健衛生費 1 目保健衛生総務費から 4 目予防費 について

○令和6年度新型コロナウイルス感染症予防接種の接種件数は、との質疑に、

●令和6年度から65歳以上を対象とした定期接種となっており、対象者4万7,979名のうち接種者6,770名、接種率は14.11%、との答弁。

○狭山准看護学校について、入学者の進学・就職状況や今後の運営方針は、との質疑に、

●令和6年度の入学者は29名、卒業生は24名で、そのうち17名が就職し、市内就職者は11名であり、今後は医師会と協議し市内就職率の向上を図っていくとの答弁。

○狭山准看護学校の運営について、正看護師資格取得に向けたカリキュラム改善や医師会との協議状況は、との質疑に、

●現時点で具体的協議は行っていないが、今後医師会と協議を進めていくとの答弁。

○医療現場の看護師不足ということもあり、女性の雇用や、市内の病院での充足率を上げていくことや、看護師へのステップアップ等の機能を有する准看護学校を目指されたい、との意見。

○新型コロナウイルスワクチン接種事業について、これまでの副反応や健康被害の報告・認定、相談の件数は、との質疑に、

●令和3年度から令和5年度の接種分のうち、厚生労働大臣の認定件数事案は令和5年度2件、令和6年度4件で計6件、申請件数は8件でそのうち2件が現在審議中である、との答弁。

○接種の周知方法については、効果を強調する一方で接種リスクや救済制度の案内がわかりにくいため、より慎重に呼びかけ方法を検討されたい、との意見。

○保健師や精神保健福祉士の人的配置の現状は、との質疑に、

●保健センターでは11地区に保健師を配置し1人当たり概ね200件程度を担当しているが、人材不足ということはなく対応できている、との答弁。

○サピオ稲荷山の改修にあたり、地元自治会への説明や優先利用の検討状況は、との質疑に、

●令和6年9月24日に近隣3自治会合同説明会を実施し、令和7年3月9日には利用者説明会を実施し、ここにも多くの地元住民が参加した。また自治会会長への報告や自治会へのチラシの回覧も行った。近隣自治会優先の無料配布券なども検討中である、との答弁。

○eスポーツイベントの運営委託の内容や成果は、との質疑に、

●健康増進に資するデジタル技術活用の理解促進を目的として3回・計5日間実施し、VRやAR体験を含む多様なコンテンツに454名が参加した。アンケートでは健康増進効果への理解が深まったとの多くの意見があった、との答弁。

○健康マイレージ事業の実績へ評価と今後の取組は、との質疑に、

●事業への参加者数は、まだ少ないと認識している。各種イベントなど人が集まるところで登録会を実施しつつ、啓発も積極的に行い、参加者数を増やしていきたい、との答弁。

○健康マイレージ事業について、暑さや生活環境の変化による運動不足や健康リスクに対応するため、市民への啓発や参加促進をさらに工夫し、継続的に推進されたい、との意見。

10 款教育費 について

○公民館費について、修繕料・施設修繕料・設備修繕料の内容は、との質疑に、

●奥富公民館の屋上から不要な防火水槽及びテレビアンテナを撤去し、既存防水槽の上にウレタンゴム系防水塗装を全面実施した、との答弁。

○移動図書館の利用状況や評価は、との質疑に、

●利用者5,069人、貸出1万4,393点、177日運行。8コースを隔週で巡回し、予約本の受渡しやリクエスト対応も行っている、との答弁。

○現在の狭山市内の小中学校の洋式トイレ化率は、との質疑に、

●洋式便器の占める割合は、令和7年度3月末時点で60.9%、との答弁。

○学校でプールを使用した場合の1校当たりの年間の経費は、との質疑に、

●1校当たりの40年間に要する事業費として3億7,181万4,000円。この費用には1回の更新費用、電気代、上下水道代、薬品代、修繕工事費、保守点検の委託料、大規模改修を含んだ金額であり、23校合わ

せて40年間で要する経費として86億円、年間1校当たりの費用としては、940万円、との答弁。

○暑さが続く中で小中学校の空調設備の故障による、子どもたちや先生への影響は、との質疑に、

●各学校から、停止した、効きが悪い等の連絡を受け次第、適宜対応しており、昨年度は、小中学校合わせて19件の修繕工事を実施した、との答弁。

○令和6年度さやまっ子・スイスイプロジェクトは3校が対象となったが、今後の事業の予定は、との質疑に、

●令和7年度に9校の実施をしており、できるだけ速やかに、小学校全校のスイスイプロジェクトへの移行を考えている、との答弁。

○使用しないプールの跡地の有効活用について、早急に検討されたい、との意見。

○さやまっ子・スイスイプロジェクトにおいて、バスの利用に対する保護者の負担金は生じるのか、との質疑に、

●移動の料金も含めて全て市と事業者の契約で行っているため、保護者の負担は生じない。また今後始めるプロジェクトのバス移動についても、保護者の負担は発生しない考えである、との答弁。

○学校給食事業に関して、現在、国の補助により、給食費は値上がりになっていないが、補助がない場合、引き上げる額は、小学校、中学校それぞれいくらか、との質疑に、

●物価高騰分は、1食当たり73円を国の交付金を活用しており、月に直すと、小中両方とも月1,200円を補助している、との答弁。

○学校給食費については、引き続き物価高騰は続いていくと思われるので、円滑に給食事業を行われたい、との意見。

○小中学校適正化推進事業の基本方針の改定内容は、との質疑に。

●小中学校の規模と配置の適正化に関する基本方針の改定を令和6年度に行った。その中で主な改定箇所が水富地区の小学校の適正化として、適正校数が2校から1校に減少、中学校は、市全体での適正校数が6校から5校に減少とし、入曽地区と水富地区の小学校の適正化と、市全体で中学校の適正化の検討を進めていくことを示した。また、入間川東小学校は児童数が増加傾向にあり、普通教室が不足する見込みであることを踏まえ、入間川東小学校の教室不足対策に取り組むことも示した。

今後の取組は、具体的な対応策等の検証を教育委員会でもとめ、学校運営協議会、地元自治会長、PTA会長等で組織する、地元検討協議会を立ち上げて、その中で検証結果について、どのような方法で適正化を進めていくのが望ましいかなどの提言をいただく予定。その提言を受けて、最終的に適正化の手法を決定していく、との答弁。

○令和6年度末で、小中学校の学級数が35人を超えているのは何学級か、との質疑に、

●小学校は、35人を超える学級数は6学年で6学級あり、内訳は入間川小学校、南小学校、入間野小学校で各2学級。

中学校は、35人を超える学級数は32学級あり、内訳は中央中学校が1学年から2学年、入間川中学校が1学年と3学年、山王中学校が2学年、入間野中学校が1学年、堀兼中学校が2学年、西中学校が2学年と3学年となっている、との答弁。

○機会を捉えて、ぜひ国に少人数学級が実現できるように市からも要望を上げられたい、との意見。

○奨学金貸与事業について、本市に関する相談が16件あった中で所得あるいは成績の要件で貸与が難しいと判断された件数は、との質疑に、

●何か使える奨学金はないか、狭山市の奨学金はどういったものかという相談で終わることが多いので、把握はできていない、との答弁。

○狭山市の奨学金については、所得要件や学力基準を撤廃し、より利用しやすくなるよう改められたい、との意見。

○今後部活動は地域移行とすることで、指導に対する支払いが発生すると思われるが、中学校の部活動に関する就学援助の対象に向けて、当該年度で検討したことは、との質疑に、

●現状は、県内及び近隣市で支給対象としている学校は非常に少なく、個人で所有できるものや、部活により経費にばらつきがあるため、支給対象としていない。

今後、部活動の地域展開の進捗を見ながら、近隣の動向等も踏まえ、生徒の参加費等への補助については、研究していきたい、との答弁。

○中学校の部活に関して、金銭的な面で部活を諦めるということがないよう、狭山市の子どもにとってどれが一番いいのか、地域移行が始まる来年の8月までには、検討されたい、との意見。

○職員、教員が休暇を取得するときの派遣代替教員の状況、職員の配置状況は、との質疑に、

●令和6年度は、4月に6名の任用で、令和6年度中に延べ9名を任用した。要望に全て応え切れていないこともあり、派遣数を令和7年度予算でも増額している、との答弁。

○募集の段階から増やす等、どのような取組をしているか、との質疑に、

●派遣非常勤講師の募集をしているが、人が今集まらない状況。学校で任用している、産休・育休代替教員の任期が年度途中で切れる場合に派遣非常勤講師で任用する場合や、派遣非常勤講師として任用している方を学校で産休・育休代替教員として任用する場合もあり、全員をフルに任用し続けることは難しい、との答弁。

○生理用品は小中学校においてどのように設置しているか、との質疑に、

●小学校は、5・6年生が使う女子トイレに設置。中学校には全ての女子トイレに設置している、との答弁。

○小中学校への生理用品の設置に関して、学校から相談やトラブル等の報告があったか、との質疑に、

●トラブル等についての報告はない。養護教諭から、急に必要になった場合でも気軽に使用ができて、児

童生徒が安心して学校生活を送れている、との報告があった、との答弁。

○現在配布の枚数について、十分足りているか、との質疑に、

●昨年度は、一人当たり約10枚を想定して配布したが、足りないという声はなかった。今年度は、不測の事態も考え、1人当たり12枚に増やして配布を予定している、との答弁。

○副校長・教頭マネジメント支援員報酬について、取組の効果と、今後については、との質疑に、

●効果については、新任教頭、新任校長の学校に配置し、仕事に慣れるまでの間の支援、併せて仕事に流れることができる形での支援を行い、よい効果が出ていると各学校から声があった。今後は人材を増やしていきたい、との答弁。

採決の結果、多数をもって、原案のとおり認定すべきものと決した。

○要望指摘事項

- 1 小中学校の規模と配置の適正化については、保護者や地域の関係者との調整が必要であり、特に入間川地区においては教室不足が懸念される小中学校もあることから、方針の決定の判断を早急に行われたい。
- 2 市民総合体育館については、老朽化や空調設備の課題を踏まえ、市民団体やスポーツ団体の声も考慮しつつ、早急に大規模修繕や改善を検討・実施されたい。
- 3 学校給食の無償化については、保護者等からの要望も寄せられていることから、国の動向も踏まえ、狭山市でも給食の無償化を検討されたい。

議案第61号 令和6年度狭山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

○今回2,100万円を超える実質収支になっているが、国保財政は年々厳しくなっている。今年度の決算に対する評価と今後の見通しは、との質疑に、

●過去の歳入歳出差引額については、令和5年度が1億916万8,000円であり、令和4年度は2億4,181万5,000円と、歳入歳出の均衡を保つのが年々厳しい状況となっている。これは、国民健康保険制度の加入者の人数が減少傾向、かつ被保険者の高齢化が進んでいる一方で、1人当たりの医療費の額が増加傾向となり、結果として、歳入が減って、歳出が増えていることが大きな要因と考えている。今後もこの傾向が続くことが考えられるので、国・県等の交付金を確保するため、保険者努力支援制度や、税率改定などの歳入確保の取組、健康を維持するための保健事業の拡充、ジェネリック医薬品推奨などによる歳出の抑制に向けた取組等に一層注力していく必要があると考えている、との答弁。

○滞納相談や収納の状況から、滞納者について、どのような状況にあると捉えているか、との質疑に、

●現在、滞納している世帯は、所得200万円以下の世帯が全体の66%以上を占めており、低所得者が比較的多いと認識している。また、未申告者の滞納割合も非常に高くなっており、市からの通知をご覧いただけない世帯も多いと認識している、との答弁。

○一部負担金の減免に関しては、現在の減免の制度については拡充をして、納税できる金額とされたい、との意見

○マイナンバーカードの保険証のひもづけを解除した当該年度の件数は、との質疑に

●3月末現在でのマイナ保険証のひもづけの解除件数は64件。なお、令和7年度に入ってから、直近で解除件数192件となっており、令和7年に入ってから128件増加した、との答弁。

○資格確認書を発行するに当たってシステム改修したが、これに要した経費は、との質疑に、

●マイナ保険証の移行に伴うシステム改修等の影響費用は、業務委託料の増額分が1,418万9,340円となった、との答弁。

○特定健診の受診率が36%から41%と上がっているが、特徴的な取組は、との質疑に、

●令和6年度より、県の事業である都道府県国保ヘルスアップ支援事業、この中の特定健康診査未受診者勧奨に参加している。内容は、人工知能を用いたデータ分析に基づいて、未受診者の特性に応じた、はがきによる勧奨通知を送付している。それに加え、電話勧奨では、令和5年度までは40歳を迎える新規の方を対象として実施していたが、令和6年度からは範囲を拡大して、未受診の40歳代の方についても電話勧奨を実施した。これらの取組が受診率増加に影響を及ぼしたと認識している、との答弁。

○成果が上がったということであれば、続けていただきたいが、今後の見通しは、との質疑に、

●この事業は、県が行っている事業に市町村が手を挙げて参加する方式であり、来年度、県が同じ事業をやるかは未定。県が実施しなかった場合は市が独自で考えて、費用がかからないやり方を考えていきたい、との答弁。

○特定保健指導の実施率が下がった原因は、との質疑に、

●令和5年度と比較して、40歳代から50歳代の若年層の人数が増加しており、仕事や育児等で忙しいため利用に至らなかったことが原因の一つと考えている。今年度においては利用券の発券から2週間後に電話で、1か月後にはがきによる勧奨を行い、勧奨回数もこれまでの年3回から6回に増やしていきたい、との答弁。

○勧奨通知を出すだけではなく、仕事を休んで来ていただくので、何かインセンティブ的なものが付けられないか。

また、SNS、アプリを活用して、来場しなくても実施できるものを今後研究していくとのことだったが、今後の見通しは、との質疑に、

●インセンティブ等は、国民健康保険の被保険者だけに限ると、対象者も限られるため、保健センターで実施している事業等と連携してできないか、考えていきたい。

アプリやSNSを活用した取組については、オンライン面談となると、対象者自身の体重や腹囲等は自己申告制になることが課題になる。また、国保の特定保健指導の対象者は高齢者が多いので、アプリの操作方法が分からない場合もあるとの懸念がある。ただし、DXの推進が求められている社会情勢でもあり、人件費の削減、業務の効率化を踏まえて、様々な先進事例を調査して研究していきたい。

また、特定保健指導の参加意向を示さなかった方に対して、体組成の測定会等、別の案内を送付し、そのタイミングで、測定会時に特定保健指導の初回面談を実施するといった対応も考えていきたい、との

答弁。

○事業費を削減に向けた、高額療養費、医療費を払っている方の分析は、との質疑に、

●病気の重症化による医療費の負担増を防止する取組として、糖尿病性腎症重症化予防対策事業がある。人工透析になると多額な医療費がかかるので、その手前で健康を維持してもらうため、リスクの高い方には、医療機関の受診治療開始を推奨する事業を展開している、との答弁。

○近年の成人病などを見れば、ある程度の特徴、傾向はつかめると思うので、国民健康保険の加入者が、重篤な状態にならないよう保健予防の視点で、行政としても指導、情報提供等、取組の充実を図られたい、との意見。

○国民健康保険の被保険者で、職場での健診や人間ドックを受けている方の人数を把握しているか。また、それらの結果の情報提供は、との質疑に、

●特定健康診査以外の健康診査を受診した方については、把握ができない状況。令和6年度は、JAと商工会議所の健診会場にてデータ提供を依頼する取組を行い、15件の提供があった、との答弁。

○特定健診の受診勧奨のはがきに職場で健診を受けている方に情報提供を依頼するなど周知し、特定健康診断の受診率を上げる工夫をされたい、との意見。

採決の結果、多数をもって、原案のとおり認定すべきものと決した。

議案第62号 令和6年度狭山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定

○保険料段階別の収納状況から、こういった傾向があると認識しているか。また保険料段階を改定したことによる影響、徴収の状況、滞納者の数についての見解は、との質疑に、

●滞納の傾向は基準額周辺の方や低所得の方に多い傾向がある。今回、保険料改定の影響の大きかった高所得者についても一定の滞納があるので、保険料の徴収状況について確認する必要があると認識している、との答弁。

○生活困窮による減免は22件あったとのことだが、周知方法は、との質疑に、

●市ホームページへの掲載や保険料の納付書を送付する際にチラシを同封するほか、地域包括支援センターなどの相談機関に情報提供するなどして周知を図っている、との答弁。

○生活困窮の減免の条件について何か検討されたか、との質疑に、

●保険料の見直しを進める中で、改めて検討していきたい、との答弁。

○高齢者世帯の年金で家族が支えられているケースがあるが、こうしたケースは減免制度を適用されたい、との意見。

○国庫補助金の普通調整交付金の交付率は、また、5%で交付された場合の額は、との質疑に、

- 令和6年度に本市に交付された普通調整交付金の交付率は1.96%であり、5%が交付された場合は5億4,876万3,690円で、実際の交付額との差額は3億3,429万6,690円となる、との答弁。
- 介護保険の枠外から、5%の交付が受けられるように、機会あるごとに要請を上げられたい、との意見。
- 介護認定審査について今年度はタブレット等の導入に取り組んでいるが、現在の審査会の審査状況は、との質疑に
- 認定審査会の状況は、令和6年度に比較すると、令和7年度については、数日ではあるが短縮できていると認識している、との答弁。
- 要支援と要介護の区分変更については、基準に応じて、いろんなサービスを組み合わせて、その方にとって何が一番いい支援かを総合的に取り組まれない、との意見。
- 特別養護老人ホームの待機状況は、との質疑に、
- 令和7年4月1日現在の状況で、待機者数は142人で、昨年同時期から85人の減少となっている、との答弁。
- 訪問系、通所系のサービス事業者の当該年度の休止・廃止の状況は、との質疑に、
- 廃止した事業所は、訪問介護事業所2か所、居宅介護支援事業所1か所で、休止となった事業所は通所介護事業所1か所となっている、との答弁。
- 全国的に、訪問系のサービスのヘルパーが足りないことについては、国の報酬単価が下げられたということもあり、事業所は大変苦慮している。市でもできる限りの支援を検討されたい、との意見。
- 高齢者安心シール（二次元コード）について、認知症サポーター養成講座で周知しているか、との質疑に、
- 現状、取り組めていないので、今後検討する、との答弁。
- コンビニやスーパーなどで認知症が原因となるトラブルが発生することがあるため、事業者からの連絡や見守りをしていただけるように事業者と連携されたい、との意見。
- 障害者控除対象者認定証を発行した件数と新規件数は、との質疑に、
- 障害者控除が181件、特別障害者控除が282件、合計で463件であり、新規の申請は120件である、との答弁。
- 確定申告時にこの控除を行うと、所得階層が変わり保険料の段階が変更になるケースもあるので、積極的に周知されたい、との意見。
- 認知症の方の人数は、との質疑に、

●令和5年度で3,727件である、との答弁。

○認知症初期集中支援チームの実績は、との質疑に、

●対象となった5人中4人の方が医療・介護のサービスにつながった、との答弁。

○認知症で悩んでいる家族の方へ認知症初期集中支援チームの周知徹底をされたい、との意見。

○介護施設職員の処遇改善の状況は、との質疑に、

●令和6年度の介護報酬の改定では、介護職員の処遇改善加算として一本化され、加算率が引き上げられた。引き続き報酬の改定や人材の確保などについて、全国市長会などを通じて国に要望するとともに、埼玉県が行う支援事業については適宜事業者へ情報提供していく、との答弁。

○扶養の範囲で働いている職員が多いので、賃金が上がれば出勤日数は減ることとなり、働きたい人が働けない状況になっている。そこを何らかの形で改善されたい、との意見。

採決の結果、多数をもって、原案のとおり認定すべきものと決した。

議案第63号 令和6年度狭山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

○後期高齢医療保険の納付について、生活困窮者への減免がないが、実施の見通しや滞納者の状況についての考えは、との質疑に、

●生活困窮の減免制度は、広域連合へ機を捉えて要望している。令和6年の秋季に生活困窮の保険料減免の要求の拡充の要望を提出している。

滞納者の状況は、滞納者のうち、年間所得が100万円以下の被保険者が約75%、100万円を超え300万円以下の被保険者数が約19%、300万円を超えが約6%となっており、低所得者に滞納が多いと捉えている、との答弁。

○必要に応じた減免制度を拡充するよう、引き続き県と広域連合にも要望されたい、との意見。

○おりびい健康マイレージ事業委託費で75歳以上に対する補助交付額は32万円ではあるが、増額に向けた研究は、との質疑に。

●本市で実施している事業や現在検討中の事業の中で、この補助金の対象となり得る事業があるか検討したが、後期高齢者に該当する部分が少ない事業や、協賛企業やほかの補助金が適用されている等により、結果的に実現に至らなかった。引き続き、既存事業や新たに展開する事業において、補助金の有効活用について検討していきたい、との答弁。

○高齢者から、聴覚検査や補聴器の補助の要望がある。補助品目の対象の拡大など、要望を引き続き国、県に上げられたい、との意見。

採決の結果、多数をもって、原案のとおり認定すべきものと決した。